



(理由)

#### 1. 水害・災害を懸念する点

近隣の防災対策が整備されていない中でさらに10メートル以上の高台に8戸もの住宅が建つとなれば、水害・災害が今後も発生する危険性があります。

敷島町二丁目では、平成26年6月に集中豪雨のため床下浸水に遭っています。その要因の一つとして道路側溝の排水設備が整っておらず、近年の想定外の集中豪雨には対応できていません。さらに下流の雨水排水の整備が整っていないため、高台に住宅が増加されることによるさらなる水害が予測されます。よって、低い土地周辺の雨水排水設備を整えることが先決であると考えられます。

また本件の土地周辺は、昭和56年以前の、建築基準法の改正前に開発された住宅が多いため、幅員4メートル未満の道路に住宅が密集し、乗用車でも対向が困難な場所です。違法駐車など障害物があれば、緊急時による消防車や救急車がスムーズに通行できないことも考えられます。

#### 2. 擁壁による圧迫感と日照問題、隣接住民の財産価値の低下と景観問題

既に3.5メートルの擁壁が設置されており、さらにその上に2階建ての住宅が建築されれば、基礎も入れて約7メートルの高さが加えられることとなり、日照問題が出てきます。以前の山林の場合でも隣接住宅地から約4メートル～5メートル奥から樹木が生えていたため、日照時間は年間を通じて1日当たり平均5時間以上あり朝10時頃から夕方16時頃まででした。しかし、合計10メートルもの建築物が完成すれば、請願者である7名を初めとする隣接住宅はこれまで以上に日照時間が減少することが考えられます。

そして何よりも、刑務所のような壁の圧迫感は耐えがたいものがあります。また今後、隣接住宅の資産価値も低下し、財産が守られなくなります。